

明石市公共施設配置適正化基本計画（最終案）の主な修正点

修正箇所	修正内容	
P 2 (1) 計画の位置づけ	基本計画が、総務省より策定要請のなされた「公共施設等総合管理計画」に対応した計画であることを追記	
	新	旧
	本計画は、最上位計画である「明石市第5次長期総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「明石市財政健全化推進計画」と連動し、今後の公共施設配置適正化に関する基本的な取り組みの方針を示すものです。 <u>また、本計画は、国（総務省）からすべての自治体に策定要請のなされた「公共施設等総合管理計画」として位置づけます。</u>	本計画は、最上位計画である「明石市第5次長期総合計画」を含めた市の関連計画との整合を図るとともに、「明石市財政健全化推進計画」と連動し、今後の公共施設配置適正化に関する基本的な取り組みの方針を示すものです。

修正箇所	修正内容	
P 16 (2) 数値目標 ②目標値の設定	P 16 下部の表に示すそれぞれの効果額は、施設総量を 40 年間で 30%縮減した場合に発生する累積効果額を 1 年 1 %あたりに平準化した数値であり、今後の取り組みによる累積効果額を算出するための数値ではないことを追記	
	新	旧
	これらの費用の効果額は、 <u>40 年間で平準化すると、</u> 下記のとおり試算され、延べ面積の縮減率 1%あたり、1.59 億円/年の <u>効果額が見込まれます。</u>	これらの費用の効果額は、下記のとおり試算され、延べ面積の縮減率 1%あたり、1.59 億円/年の財源確保が見込まれます。